

議 案 第 33 号

松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう  
に定める。

平成25年12月3日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国家公務員に対する給与の改定に係る人事院からの勧告内容に準じ、高齢層  
職員の昇給停止を行うとともに、千葉県職員に対する給与の改定に係る千葉県  
人事委員会からの勧告内容に準じ、教育職俸給表の改定を行うため。

## 松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに掲げる職員の昇給は、行わないものとする。

- (1) 55歳（医療職俸給表（一）の適用を受ける職員にあつては、57歳）に達した日後最初に到来する規則で定める日以降に在職する職員
- (2) 行政職俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級である者であつて、かつ、その職務の級の区分に応じそれぞれ同表の号俸欄に掲げる号俸以上であるもの

職務の級	号俸
5 級	105
6 級	112
7 級	86
8 級	76

第5条第5項を削り、同条第6項中「第3項」を「第3項第2号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とし、同条第8項から第10項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第5を次のように改める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中別表第5の改正規定及び次項から附則第5項までの規定は公布の日から、その他の規定は平成26年1月1日から施行する。
- 2 この条例（別表第5の改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の松戸市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成25年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の松戸市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 5 松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年松戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち松戸市一般職の職員の給与に関する条例第5条第3項の表の改正規定中「第5条第3項」を「第5条第3項第2号」に改める。